

毒物劇物販売業登録申請要領

1. 提出書類(各1部)

(1) 毒物劇物販売業登録申請書

- ① 用紙はA4版で、字は楷書ではっきりと書くこと。
- ② 申請書標題中、該当の種別(一般販売業・農業用品目販売業・特定品目販売業)を○で囲むこと。
- ③ 備考欄
 - ・ 薬局開設又は医薬品販売業等の許可を既に受けている場合にあつては、その旨並びに許可番号及び許可年月日を、許可申請中の場合にあつては、その旨を記載すること。
 - ・ 毒物劇物を直接取り扱わない店舗にあつては、「現物非取扱業」と記載すること
※「現物非取扱業」の場合、提出書類として以下(3)～(10)は不要であること。

(2) 定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書(申請者が法人の場合のみ)

- ・ 目的又は事業について、毒物劇物販売の業務を行う旨の記載があること。
- ・ この記載がないときは、すみやかに変更の登記を行うこと。

(3) 店舗の平面図(「現物非取扱業」の場合は不要)

- ・ 貯蔵設備の位置を示すこと。

(4) 付近の案内図及び貯蔵設備の立体図(「現物非取扱業」の場合は不要)

- ・ 貯蔵設備の立体図: 貯蔵設備の材質、寸法(たて、よこ、高さ)、鍵の位置を記載し、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示状況を明記すること。

(5) 毒物劇物取扱責任者設置届(「現物非取扱業」の場合は不要)

- ① 「業務の種別」欄には、一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載すること。
- ② 「登録番号及び登録年月日」欄は、空欄にしておくこと。
- ③ 「毒物劇物取扱責任者の資格」欄
 - ・ 薬剤師は「1号」、応用化学に関する学課を修了した者は「2号」、毒物劇物取扱者試験に合格した者は「3号」と記載すること。
 - ・ 3号に該当する場合には、一般、農業用品目又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれに合格した者であるかを併記すること。ただし、毒物及び劇物取締法施行規則附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみのお取り扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合は、その旨を付記すること。

(6) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類(「現物非取扱業」の場合は不要)

- ・ 薬剤師免許証の写し(薬剤師の場合)
- ・ 卒業証書、卒業証明書又は単位取得証明書(応用化学に関する学課を修了した者の場合)
- ・ 合格通知書の写し(毒物劇物取扱者試験に合格した者の場合)

(7) 毒物劇物取扱責任者に係る医師の診断書(「現物非取扱業」の場合は不要)

- ・ 診断項目:精神の機能の障害の有無及び麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者でない旨

(8) 視覚等の障害を有する者を置く場合は、障害を補うために講じた措置内容を記載した書面(「現物非取扱業」の場合は不要)

(9) 宣誓書(「現物非取扱業」の場合は不要)

- ・ 毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号(毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して、3年を経過していない者)に該当していないことを宣誓したもの。

(10) 毒物劇物取扱責任者の雇用契約を証明する書類(「現物非取扱業」の場合は不要)

- ・ 毒物劇物取扱責任者が申請者(法人の場合は役員)の場合は、提出不要である。

2. 申請手数料

15,000円

3. 申請から登録に至るまでの流れ

【事前相談】 → 【申請書類提出】 → 【実地調査】 → 【指導・事務処理】 → 【登録】 → 【登録票交付】

【問い合わせ先】

岡山市保健所総務課

〒700-8546 岡山市鹿田町一丁目1番1号

TEL: 086-803-1260

FAX: 086-803-1757



(参考)

●応用化学に関する学課を修了した者について

厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者とは、次の(1)～(4)のいずれかに該当するものであること。

(1)大学等

学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に規定する大学(同法第69条の2に規定する短期大学を含む。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校で応用化学に関する学課を修了した者。

応用化学に関する学課とは次の学部又は学科であること。

ア 薬学部

イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等

ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等

エ 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

オ 化学に関する授業科目の単位数が必修科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科

ここで化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び講習とする。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学等

※工業技術基礎及び課題研究については、応用化学に関する学課を修了したことを証する書類において、科目名に「(化学)」等の字句が明示されて証明してあるものに限り、化学に関する科目として該当するものとする。(例:工業技術基礎(化学)、課題研究(化学))

なお、学校教育法第52条に規定する大学の大学院で応用化学に関する課程を修了した者は、毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号に該当する者と認めて差し支えない。

(2)高等専門学校

学校教育法第70条の2に規定する高等専門学校工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者。

(3)専門課程を置く専修学校(専門学校)

学校教育法第82条の2に規定する専修学校のうち同法第82条の4第2項に規定する専門学校において応用化学に関する学課を修了し、かつ30単位以上の化学に関する科目を修得している者。

化学に関する科目については(1)のオを準用する。

(4)高等学校

学校教育法第41条に規定する高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)第2条第3項に規定する実業高校を含む。全日制、定時制の別を問わない。)において応用化学に関する学課を修了し、かつ30単位以上の化学に関する科目を修得している者。

化学に関する科目については(1)のオを準用する。

●毒物劇物を取扱う場合の注意事項

(1) 毒物又は劇物の取扱い(法第11条関係)

- 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じること。
(毒物又は劇物は、鍵のかかる専用の保管庫に保管すること。ただし、性質上鍵をかけることができない場合は、周囲に堅固なさくを設ける等盗難にあわないような措置を講じること。)
- 毒物又は劇物を取扱う施設において、漏洩等を防ぐのに必要な措置を講じること。
- 毒物又は劇物を運搬する場合は、漏洩等を防ぐのに必要な措置を講じること。
- 毒物又は劇物の容器には、飲食物の容器を使用しないこと。

(2) 毒物又は劇物の表示(法第12条関係)

- 毒物又は劇物の容器には、『医薬用外』の文字及び『**毒物(赤地に白色)**』又は『**劇物(白地に赤色)**』の文字を表示すること。
- 毒物又は劇物の保管場所には、毒物については『医薬用外毒物』、劇物については『医薬用外劇物』の表示をすること。

(3) 事故の際の措置(法第16条の2関係)

- 毒物又は劇物の漏洩、流出、飛散等により保健衛生上の被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出ること。また、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じること。
- 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失した場合は、直ちに警察署に届け出ること。

(4) その他

- 毒物又は劇物の取扱数量、在庫量等の確認を定期的に行い、必要な記録を作成・管理し、毒物又は劇物の保管管理のチェック体制を整備すること。